

第 26 号
2010.4.28

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と知恵

京都弁護士会

〒604-0971

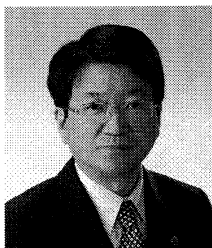
京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース



人権救済基金にご理解ご支援を

京都弁護士会 会長 安 保 嘉 博

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を、使命としています（弁護士法第1条）。そして弁護士会は、弁護士の使命に鑑み、その品位及び信用を保持し、弁護士の職務の改善進歩をはかることを目的として設立された法人です（京都弁護士会会則第3条）。

京都弁護士会は、このような弁護士法、会則の趣旨を踏まえ、1993年、未だ十分とはいえない市民の基本的人権の保障を促進する活動に資するために、人権救済基金を設立しました。

人権救済基金とは、①京都弁護士会が管理運営する基金であり、②その財源は、当会所属弁護士会員有志及び会員以外の第三者からの任意の寄付金で賄われています。③基金の用途は、高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する事件、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権保障がまだ十分でない分野の人権問題で、その解決が公益的意義を有する事案について弁護士費用や、調査費用等を援助するものです。

これまでの17年間に基金から援助した事件は49件になります。そのなかには、市原野ごみ焼却場建設差し止め請求事件、浮島丸公式陳謝等請求事件、中国残留孤児国家賠償請求事件、自衛隊イラク派遣差し止め請求事件、ヤコブ病損害賠償請求事件など社会的に大きな反響のあった事件や、児童扶養手当資格喪失処分取消請求事件、嘱託職員賃金差別事件など地味ながら重要な意味を持つ事件が多数含まれています。これらの事件は、勝利を収めて解決したのもあれば残念ながら当初の思いを遂げられなかったものもあります。しかしいずれの事件も、人権救済基金の利用により人権問題を裁判所、そして社会に訴える機会が与えられ、それぞれの人権擁護の後押しになったことは間違いないところです。

人権救済基金の規模は1000万円程度と決して大きなものではありません。今、格差社会の進行などにより人権擁護活動の重要性がますます増して来ています。この基金の趣旨を多くの弁護士会員そして一般市民にご理解頂き、一層のご支援とご活用をお願い申しあげる次第です。

第13回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員長 小嶋 敦

1 はじめに

去る1月24日土曜日、京都弁護士会地下大ホールにて、「法律援助を広げる市民のつどい」が、開催されました。

このつどいは、京都弁護士会人権救済基金制度や、日本司法支援センターなど、あらゆる法律援助制度を紹介して、市民の皆さまに広く知っていただき、制度の普及、支援を図る目的で例年開催されており、今回で13回目を迎えました。

当日は非常に寒く、参加者数が少なくなるのではないかとおそれましたが、そんな中でも、100名程度の市民の皆さまに参加いただくことができました。私も今年で7回目の参加になりますが、毎年来ていただいている方のお顔も拝見でき、このつどいを楽しみにしていただいていることを実感できました。

2 開会挨拶

つどいは、石川良一京都弁護士会会長の開会挨拶で始まりました。石川会長は、国民一人あたりの法律援助負担金につき、イギリス、ドイツ、アメリカなどの諸外国と比べ、日本は非常に低い水準であることを紹介され、さらなる法律援助制度の充実が必要であると強調されました。

次に、人権救済基金運営委員会委員長

である私が、これまでの援助事例などを紹介して人権救済基金制度の説明を行いました。日本司法支援センター京都地方事務所松枝尚哉副所長からは、裁判員制度が始まる中で法テラスの重要性も増すことをお話しされ、また、今年の3月から福知山に開設される法テラスの法律事務所に赴任される山極良太弁護士を紹介され、山極弁護士は、市民のみなさまにフレッシュな挨拶をされていました。

3 人権救済基金事例報告

そして、実際に人権救済基金が利用された事例報告として、嘱託職員賃金差別事件の原告代理人大脇美保弁護士から、同事件について説明をいただきました。大脇弁護士は、基金を利用した訴訟の中で、同じ業務をしているのに賃金が異なることの問題性を訴えていることについて説明されました。



事例報告をする大脇弁護士

4 ミニコンサート

大脇弁護士のお話で第1部が終了し、第2部のミニコンサートへと移行しました。フルートは竹内祐子さん、キーボードは布川佳苗さんに演奏いただき、モーツァルト「フルートとハープのための協奏曲」では、キーボードでハープの音を奏でておられ、うっとりとするような音色に聞き入っていました。その他には、「冬景色」や「七つの子」など、日本の親しみやすい曲も披露していただきました。竹内祐子さんが演奏されていた木製のフルートは、しっとりした厚みのある暖かい音を出すことができ、日本の歌にもマッチするのだと竹内さんは仰っていました。



ミニコンサート

5 尾藤弁護士の講演

第2部の演奏が終了し、若干の休憩時間を挟んで、当会会員の尾藤廣喜弁護士に「当事者から学ぶ人権」というテーマで講演をしていただきました。

尾藤弁護士は、自らが厚生省に入り、生活保護の問題に直面し、例えば風呂場の設置をめぐる生活保護を受けている方の訴えで、現場の運用が変わったことなどに触れられ、当事者の要求により制度が変わるということを身をもって実感したとのことでした。

そして、尾藤弁護士は、公害問題や、貧困問題に関わられて、権利を実現するためにもっとも、大きな力は当事者の力であり、それが社会的な運動となっていくのだということを熱く述べられていました。弁護士の役割は、当事者の力を社会の運動にしていくための手助けとして必要であり、そのために法律援助制度は重要であるともお話しいただきました。



講演者の尾藤弁護士

6 閉会挨拶

最後は、出口治男日本司法支援センター京都事務所所長のお話で幕を閉じました。出口所長は、尾藤弁護士とともに、水俣病訴訟を担当されたことに触れられ、人間としての尊厳を守るために法律援助制度は重要であるということを一言お話しになって閉会の挨拶とされました。

以上で、本年も法律援助を広げる市民の集いが終了しました。人権救済基金制度の利用が少し減少しているなかで、市民の方々が法律援助制度を知っていただく契機になればと思っております。

温故知新 ～過去の援助事件の紹介～

人権救済基金運営委員会 委員 島 崎 哲 朗

人権救済基金では、裁判自体に社会的な意義が認められることや、広く人権の救済に役に立つと思われることを一つの基準として、援助決定をしています。このことから、既に終結した事件であっても、不断に記憶を呼び起こし、問題意識を新たにすることが、私達自身の人権に対する感覚を磨く上で、必要不可欠であると言えます。

そのため、人権救済基金ニュースでは、毎号、これまでの取扱事件一覧を掲載しています。会員の方の多くは、事件名を見れば、その具体的な内容を想起されることと思いますが、中には、聞いたことはあるけれど、事件はどんな内容だったのだろうか、そんな事件はあったけど、結局どういう結果になったのだろうか、という疑問をお持ちの方も少なからずおられることと思います。また、新しい会員の方には、古い事件の中には、事件名を見ただけでは、何のことか、さっぱりわからないといった事件もあろうかと思えます。

そこで、2005年4月に、人権救済基金発足直後の事件からいくつかを取り上げ、その概要を紹介しましたが、今回は、その第3弾として、基金が援助した事件の中で、地方自治体が相手方となった事件を2件、紹介させていただきます。過去の事件に触れることにより、会員各位が、問題意識を新たに、さまざまな人権問題に取り組んでいかれることを、切望します。その中で、資金的に困難な事件であれば、どしどし、人権救済基金の援助を申し込んで下さるよう、お願い

申し上げます。16年前の発足当時は、10年もすれば資金が枯渇するだろうといわれた基金ですが、幸いなことに、基金を支える維持会員の拡大や、基金で援助した事件の弁護団や一般の方からの寄付に支えられて、まだまだ、会員の皆さんの援助の要請に応えることができます。

援助番号5、15、23 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件

◇事件の概要

申請者が婚外子を出産し、児童扶養手当を受給していたところ、その後、子の父から認知がなされたことを理由に児童扶養手当受給資格喪失処分がなされたため、その取消を求めた事件です。

この事件は、一審の京都地裁で勝訴したものの、大阪高裁では控訴認容、最高裁で原判決破棄、控訴棄却、という過程を経て、認知を理由とする児童扶養手当受給資格喪失処分の取消という画期的な成果を得たものです。

◇各審級での援助

本件は、京都府知事に対する異議申立から始まり、処分取消訴訟の第一審、控訴審、上告審と各審級で、人権救済基金の援助を受けて、手続が遂行されました。

このように、各手続毎、各審級毎に援助は可能ですので、一度、援助を受けたからと言って躊躇されることなく、積極的に、上級審での援助申請をして下さい。もちろん、他の手続、下級審で援助をしているという事情は援助額に関しては考

慮されますが、一律に援助が拒否されたり、援助額が減額されるというものではありませんので、ご安心下さい。

援助番号19 レセプト訂正請求事件(個人情報非訂正決定処分取消請求事件)

◇レセプト訂正を巡る裁判

申請者は、自ら受けた歯科治療に関する診療報酬明細書(レセプト)に誤った記載がなされていたため、京都市個人情報保護条例に基づき、記載の訂正を求めましたが、訂正しないとの処分がなされました。そこで、京都地裁に、個人情報非訂正決定処分の取り消しを求めて提訴したところ、請求が認容されました。これに対して、京都市は控訴してきました。

◇控訴審からも援助は可能

本件は、第一審の提訴段階では、人権救済基金の援助は受けていませんでした。申請者が無職であったため、一審の代理人は、ほぼボランティアに近い形で一審訴訟に関与したのですが、京都市の

控訴により、引き続き対応が求められるに至り、人権救済基金の援助を申し込まれたものです。

本件では、基金の援助は、一審から申し込まれてもよかったのですが、このように、控訴審から申し込まれた場合でも、公益性の要件を充たす限り、援助決定はなされております。

この事件は、基金の援助のもとに、控訴審での対応がなされ、控訴棄却の判決を得ています。

◇法律扶助が困難な事案は基金の利用を

本件では、依頼者には資力がなく、かつ、勝訴しても経済的利益が得られることはないため、法律扶助の利用をされておらず、控訴審を遂行するには、基金の援助を受けるほかなかった事案です。

法律扶助と基金の援助の要件は、それぞれ異なり、このように、法律扶助を受けることができない場合には、基金の制度が人権救済の最後の砦となるものであり、会員の皆さんによる基金の積極的な利用が待たれます。

=2008年度人権救済基金報告=

 **収入の部**

科 目	'08年度予算額	'08年度決算額
1 会員寄附金	800,000	723,892
2 会員外寄附金	350,000	192,600
3 償還金	0	2,305
4 受取利息	20,000	18,251
5 雑収入	250,000	283,981
当期収入合計(A)	1,420,000	1,221,029
前年度繰越金	11,406,251	11,406,251
収入合計(B)	12,826,251	12,627,280

 **支出の部**

科 目	'08年度予算額	'08年度決算額
1 援助金	3,500,000	700,000
2 活動費	1,000,000	568,045
3 雑費	10,000	4,200
4 予備費	8,316,251	0
当期支出合計(C)	12,826,251	1,272,245
当期収支差額(A-C)	△11,406,251	△51,216
次期繰越収支差額(B-C)	0	11,355,035

* これまでの取扱事件一覧 *

受付日	援助番号	事件名
93/11/02	1	恩給受給地位確認等請求事件
93/11/15	2	豊田商事事件国家賠償請求事件
94/07/21	3-1	外国人労働者未払賃金等請求事件
94/07/21	3-2	外国人労働者未払賃金等請求事件
95/02/27	4	一条山開発許可処分取消請求事件
95/05/08	5	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求
95/06/26	6	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
95/08/21	7	家庭教師賃金支払等請求事件
96/01/09	8	障害者の刑事事件（上告）
96/09/09	9	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
97/02/17	10	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
97/05/28	11	ヤコブ病損害賠償請求
97/09/16	12	桂高校制服問題事件
98/06/03	13	8号事件の差戻審事件
98/02/26	14	浮島丸公式陳謝等請求
98/12/15	15	5号事件（控訴）
99/06/04	16	1号事件（控訴）
00/05/28	17	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
00/12/28	18	日栄不当利得返還請求事件
01/01/18	19	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
01/02/09	20	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
01/04/09	21	レンタルハウス被害者救済事件
01/5/31	22	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
01/12/13	23	5号事件（上告）
01/7/09	24	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
02/08/22	25	ホームヘルパー養成講座事件
02/10/24	26	14号事件（控訴）
02/12/04	27	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
03/02/28	28	20号事件（控訴）
03/02/28	29	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
03/11/11	30	中国残留孤児国家賠償請求事件
03/12/03	31	17号事件（控訴）
03/12/04	32	20号事件（控訴 追加援助）
03/12/24	33	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
04/04/13	34	障害年金未給付請求事件
04/05/31	35	建築工事差止等請求事件
05/03/09	36	慰謝料等請求事件
05/05/12	37	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
05/06/03	38	29号事件（控訴 追加援助）
05/08/24	39	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
05/10/20	40	審査請求事件
06/01/06	41	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
05/10/28	42	33号事件（追加援助）
06/03/06	43	27号事件（控訴）
07/03/27	44	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
07/06/13	45	嘱託職員賃金差別事件
08/06/10	46	慰謝料等請求上告・上告受理申立事件
08/10/22	47	45号事件（控訴）

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、6頁の「これまでの取扱事件一覧」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、外国人の未払い賃金請求事件、一条山開発処分取消請求事件、認知がなされると児童扶養手当の資格が失われるとの処分の取消請求事件、聴覚障害者に対する刑事事件、中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件、レンタルハウス被害者救済事件、学生無年金裁判事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2008年度末で、約1135万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。



「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。
ぜひブックマークにご登録ください。

